

議案第 130 号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。